

平成 26 年 3 月 31 日  
国土交通政策研究所

## 国土交通政策研究 第 113 号

### 「運輸分野における CO2 排出量削減施策とその総合的 評価手法に関する調査研究」の公表について

#### －排出量取引制度等の活用可能性と、排出量削減施策の評価手法を検討－

我が国の地球温暖化対策は、中期目標（2020 年に 2005 年度比で 3.8%の削減）や長期目標（2050 年までに全世界で半減、先進国全体で 80%の削減）に定められているとおり、引き続き重要な課題となっています。

我が国の CO2 排出量の中で依然として高い割合を占める運輸分野において、今後更なる排出量削減を推し進めるにあたり、運輸分野においてこれまであまり取り組まれていない一方で削減促進に効果があると考えられる、①排出量取引制度及びクレジット関連制度の活用可能性と、②CO2 排出量削減施策の総合的な評価手法について調査研究を行いました。

※排出量取引制度…各国家や企業に温室効果ガスの排出枠を定め、排出枠を超えた国家（企業）と、排出枠が余った国家（企業）との間で排出枠を取引する制度。

※クレジット制度…大企業等の技術・資金等を提供して、中小企業等が排出量削減に取り組み、削減された排出量を機関が認証し、大企業等に売却できる制度。

#### ①運輸分野への排出量取引及びクレジット関連制度活用可能性の検討

- EU では排出量取引で航空部門を対象とする制度があるが、英米等では運輸分野は対象としていない。また、我が国では企業価値向上の取り組み等の一環として、試行排出量取引スキームに運輸事業者が参加（2010 年度に 4 社参加）。
- 中小運輸事業者にとっては、制度活用による経済的インセンティブが小さく、制度活用に至っていない。
- より一層の削減促進にあたっては、プログラム型プロジェクトとしての認証等、各種費用を低減させるための方策や、環境に配慮している事業者として荷主に評価されるように、社会全体で取り組みを推進することが必要である。

#### ②CO2 排出量削減施策の総合的評価手法の検討

- 我が国の政策評価では施策の直接的な効果のみを評価対象とし、総合的な評価とはしていない。我が国の公共事業（鉄道プロジェクト等）、外国の政策評価（英国運輸省等）や国際機関の事業評価（世界銀行等）では波及効果を含めた総合的な評価を実施している例も存在する。
- 副次的効果の項目や算出方法等、総合的評価手法の具体化にあたっては、良好な景観形成や観光振興等の地域活性化等の様々な効果にも十分留意する必要があるとあり、総合的評価手法を用いて社会的な効果を明らかにすることが必要である。

本報告書の本文は、当研究所のホームページに掲載していますのでご覧ください。  
また、本報告書の概要については別紙をご覧ください。

#### お問い合わせ先

国土交通省 国土交通政策研究所  
（中央合同庁舎 2 号館 15 階）

総括主任研究官 長谷（内線 53831）  
研究官 加藤（内線 53838）

電話：03-5253-8111（国土交通省代表）

03-5253-8816（国土交通政策研究所直通）

FAX：03-5253-1678

Mail：[pri@mlit.go.jp](mailto:pri@mlit.go.jp)

URL：<http://www.mlit.go.jp/pri/>